特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市教育委員会は、学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に 会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づき各種情報管理を行っている。

評価実施機関名

会津若松市教育委員会

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務					
②事務の概要	学校保健安全法第24条各号に該当する児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に 規定する疾病の治療に必要な費用を支給する					
③システムの名称	就学援助システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、総合行政システム(標準化後)					
2. 特定個人情報ファイル	名					
要保護対象者世帯票情報						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の40の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	教育委員会学校教育課					
②所属長の役職名	学校教育課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	教育委員会 学校教育課 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号 電話0242-39-1303					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	教育委員会 学校教育課 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号 電話0242-39-1303					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年3月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年3月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関については、そ	れぞれ重点項目評	『価書又は全項目評価書において、リス	ク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	クシステムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	5	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	5	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	5්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ეგ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネ	ットワークシステム	。 を通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[〇]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監	査					
実施の	D有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査		
10. 1	従業者に対する教育・	啓発				
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 1	長も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優る対策	優先度が高いと考えられ :	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	びその業務データの取扱いにを有する。 ガバメントクラウド上での業務原則としてガバメントクラウド! 契約を履行させることで対応に業務アプリケーションサービのとする。	データの取扱いにたっかいて委託を受けたのいて委託を受けたいという。 でプリケーションのに起因する事象の場する。また、ガバメンごスを提供するASP	ついては、当該業務データを保有する地方公共団体及るASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任運用等に障害が発生する場合等の対応については、場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、そのハクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するもは、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I-2-③ システムの名称	就学援助システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	就学援助システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、総合行政システム(標準化後)	事後	システム移行による追記
令和7年3月1日	I-2 特定個人情報ファイル 名	就学援助システム	要保護対象者世帯票情報	事後	ファイル名の訂正
令和7年3月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 第27項	番号法第9条第1項別表の40の項	事後	根拠法令の訂正
令和7年3月1日	I-4 実施の有無	実施する	実施しない	事後	実態による訂正
令和7年3月1日	Ⅱ-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	対象者の減
令和7年3月1日	Ⅳ-2、3、4、7、10	特に力を入れている	十分である	事後	評価の訂正
令和7年3月1日	IV-6	特に力を入れている	(接続しない)ー	事後	評価の訂正
令和7年3月1日	IN-8	なし	(人手を介在させる作業はない)-	事後	様式変更による項目新設
令和7年3月1日	Ⅳ-9 実施の有無	[〇]自己点検	[O]自己点検、[O]内部監査	事後	監査状況の訂正
令和7年3月1日	Ⅳ-11 優先度が高い対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による項目新設
令和7年3月1日	IV-11 当該対策について	なし	十分である	事後	様式変更による項目新設
令和7年3月1日	Ⅳ-11 判断の根拠	なし	くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	様式変更による項目新設